

はじめに

「人権」とは、人が人らしく生きていくために社会によって認められている権利であり、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵害されることのない基本的な権利です。この権利により、私たちの生命や自由、平等が保障され、一人ひとりの尊厳が認められています。



本市においては、平成 I 5年に、「人権教育のための国連 I 0年前橋市行動計画」を、平成 2 3年には、この行動計画を引き継ぎ、「人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画」を策定し、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めてきました。しかし、昨今では社会経済情勢などの変化に伴い、人権問題が多様化、複雑化する中で、インターネットを用いた誹謗・中傷や性的マイノリティに関する偏見など新たな課題も生じています。

そこで、これまでの成果と課題を踏まえ、ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)の理念のもと、「第2次人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画」を策定しました。

市民一人ひとりの幸福度(ウェルビーイング)の向上と、多様な個性及び能力が尊重される共生社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続き市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、第2次人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言を賜りました人権に関する基本計画有識者会議委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和6年3月

前橋市長 小川 あきら